



河川堤防の刈草はいかがですか？ ～堤防除草で発生する刈草を無償で提供します～

国土交通省岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川や支川の堤防除草を年2回実施し、堤防の変状を確認しています。

除草により発生する刈草は、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の皆さんに無償で提供します。

岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川本川をはじめ支川の砂鉄川、磐井川などの支川を管理しており、管理延長は本川、支川あわせて49.6kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は約56kmあり、除草面積は約180万m²になります。堤防除草は年2回実施しており、1回目は5月～6月、2回目は8月～10月頃に実施しています。

今回、2回目の堤防除草に伴い発生する刈草を無償で提供します。提供を希望する方は、下記の岩手河川国道事務所のHPをご覧くださいか、問い合わせ先までご連絡ください。

刈草の有効活用は、堤防を維持管理する費用の縮減に寄与することはもちろんのこと、CO₂の削減や有機物循環利用にも貢献できます。

【第1小堤 提供数量：400ロール予定】



※第1小堤は、9月15日頃～無くなり次第終了となります。また、第2小堤はロールがなくなったため終了となりました。



【申し込みについては、下記の岩手河川国道事務所HPよりご覧下さい。】

http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/kisya/kisyah/images/83521_1.pdf

問い合わせ先：一関出張所 TEL 0191-23-2435

編集後記

皆様から好評をいただいております。第2小堤のロールは申し訳ありませんがなくなってしまいました。ご希望の方は上記問合せ先へお早めにご連絡ください！（と）